

21 必要的共同訴訟の枠内での上訴提起の要件と効果

ディミトリオス・チクリカス

- I. 必要的共同訴訟の概念と効果
- II. 必要的共同訴訟人の一人による上訴提起
- III. 必要的共同訴訟の枠内での上訴手続
- IV. 判決による上訴手続の終結

I. 必要的共同訴訟の概念と効果

争訟裁判権の訴訟は、少なくとも、原告と被告として登場する二当事者を前提としている。しかし、一つの訴訟において複数の者が、同時に同一当事者の役割を果たして登場することは、まったく可能である。この場合の当事者の行為は、共同訴訟 (litis consortium) の枠内で評価されることになる。

大多数の大陸法系の法秩序⁽¹⁾と同様に、ギリシャの民事訴訟法もまた、通常共同訴訟と必要的共同訴訟を区別している。

ギリシャ民事訴訟法74条によれば、通常共同訴訟としてみなされる主体的訴えの併合が許容されるのは、共同訴訟人間での法的共同体の事例において、次のような場合である。つまり、共同訴訟人の請求ないし義務が同一の法的または事実上の原因に基づく場合、および訴訟において主張された請求が同種のも

(1) ドイツ民法(通常共同訴訟に関する)59条, 60条, (必要的共同訴訟に関する)62条, オーストリア民法(通常共同訴訟に関する)11条, 12条, (必要的共同訴訟に関する)14条, フランス民法(多数当事者に関する)323条, 324条, (連帯又は不可分関係のある場合の多数当事者に関する)474条, 475条, 529条, 552条, (必要的共同訴訟に関する)102条, (通常共同訴訟に関する)103条参照。

のであり、本質的に同種の法的または事実上の原因に基づく場合に、主体的訴えの併合は許される。

必要的共同訴訟の要件ならびにその最も重要な効力は、ギリシャ民法76条により規定されている。しかし、言及されるべきは、その名称にもかかわらず、必要的共同訴訟は、無条件に義務的な共同の訴訟提起⁽²⁾を意味するのではなく、フランス法に由来する引込み (Beiladung)⁽³⁾制度と密接に関連するというのである。この制度は、共同訴訟人を係属中の手続に参加させるものである⁽⁴⁾。

必要的共同訴訟は、次のような意味においてのみ必要となる。すなわち、引き込まれた必要的共同訴訟人が手続に参加しない場合に、その不参加の共同訴訟人は、後に言い渡されるであろう自らの権利についての敗訴判決の効力に拘束されるのであり、その判決の無効を主張することはできないという意味においてである。

ギリシャの立法者は、ドイツ及びオーストリア法⁽⁵⁾とは対照的に、抽象的かつ一般的な表現を拒絶し、必要的共同訴訟の起こりうる場合を四つのグループに整理することによって、制度規律をより総括的に見通そうとした。

必要的共同訴訟となるのは、まず第一に次のような場合にである。すなわち、法体系的理由から、多くの異なる矛盾した判決の言渡しが、二律背反となる複数の判断を引き起し、その結果、そのような判断の大部分から事実関係の具体的規律へのその効力や作用が取り去られる場合である。このことが生じるのは、形成の訴えが提起される場合である⁽⁶⁾。形成の訴えにより、この主張が受け入れられる場合には、法律関係の形成についてのすべての主体に対して効力を有する判決の言渡しがなされるであろう。そしてその結果、場合によっては起こり

(2) また、*Yessiou-Faltsi*, Die Streitgenossenschaft im Zivilprozess, 1970, S. 219/220. 参照。

(3) 必要的共同訴訟の引込みは、ギリシャ民法88条に規定されている。なるほど、ギリシャ民法の引込み制度は、一般にフランスの強制参加という制度に本質的に似ているが、しかし、保証請求の事例のみならず、訴訟への人の参加がその結果及び両当事者の利益にとって重要と思われる事例にも適用される。*Mitsopoulos*, Die notwendige Streitgenossenschaft nach dem griechischen Zivilprozessrecht, FS Baur, 1980. S. 511. 参照。

(4) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 220. も参照。

(5) ドイツ民法62条およびオーストリア民法14条参照。

(6) *Beys*, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 421. また、*Mitsopoulos*, aaO., S. 509 参照。彼は、訴訟対象の同一性ならびに先決問題の同一性が存する場合に、法論理的な理由から生じる統一的裁判所による判決の言渡しの必要性を認める。

うる他の共同訴訟人の請求の棄却は、意義を有しないことになるであろう。

訴訟を終了させる判決の効力が共同訴訟人全体に拡張される場合には、例えば、ギリシャ民事訴訟法328条により主たる債務者に有利に言い渡された判決の保証人への既判力拡張の場合⁽⁷⁾と同様に、共同訴訟はまた必要的共同訴訟となる。

同様に、例えば、ギリシャ民事訴訟法478条による組合員 (Teilhaber) 全員に対して提起されるべき一部請求の場合⁽⁸⁾のように、共同訴訟人が共同でのみ訴えあるいは訴えられうる場合にもまた、必要的共同訴訟となる。

最後に、必要的共同訴訟とされるのが、争訟がすべての共同訴訟人に対して合一的に作用する判決の言渡しによって満足的に規律されうる場合⁽⁹⁾である。

このことは、複数の所有者に属する土地を負担にして存在する地役権に関して訴えが提起された事例において、生じる。その場合、一人の所有者に対してのみの判決の言渡しは、支配する土地の他の所有者に対しては、ほとんど有効でないであろう。というのは、負担し、用益された土地の他の共有者は、彼がその権利行使をなすのを妨げうるであろうからである⁽¹⁰⁾。

四つの事例グループから明らかになるのは、言渡しがすでに係属した争訟についての一つの判断のみを必要とする場合には、必要的共同訴訟になるということである。これでもって、多くの異なる、そして相互に相違する判決を回避することにより、実体法も手続法もその適用を助けられるのである⁽¹¹⁾。

(7) Mitsopoulos, aaO., S. 507.; Beys, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 419. 参照。

(8) Mitsopoulos, aaO., S. 508.; Beys, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 412ff. は、共同した訴え提起の必要な事例をあらたに挙げている。

(9) Beys, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 423. さらにまた, Mitsopoulos, aaO., S. 506f. 参照。彼は、分割できない権利を主張する場合には訴訟を必要的に合一に規律することを認める。

(10) Beys, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 423.

(11) ギリシャ民法478条により理由づけられている、すべての組合員に対する分割請求の訴え提起の必要性に欠ける場合には、組合員の地位の解任はできないであろう。というのは、多くの異なる、場合によっては平行な訴訟の場合には、矛盾判決の言渡しを排除することはできないであろうからである。実体法の適用は、地役権負担付きの土地の共有者たちの間での必要的共同訴訟の場合にも、著しく軽減されている。他方、既判力および形成力の主体的範囲の拡張ゆえに理由づけられる必要的共同訴訟は、すべての関係人の訴訟への参加を認めている。その結果、一方で、訴訟経済が促進され、他方で共同訴訟人に対して効力を有するのみならず、合一的な判決の言渡しが容易になる。

なるほど、必要的共同訴訟は、すでに係属する手続および共同訴訟人側の訴え提起に基づき開始された手続の訴訟対象の同一性に、必然的に依拠しているわけではない。しかし、必要的共同訴訟の理由づけにとって、訴えによって主張された実体法上の権利の性質および機能が意義を有することは、言及されるべきである。つまり、さらにそれらは、訴えの申立て、言い渡されるべき判決の効力、ならびに場合によって起こりうる共同訴訟人への判決効の拡張に重大な影響を及ぼすからである。

矛盾判決の回避という目的は、共同訴訟人の一人の訴訟行為が他の共同訴訟人に対して有利にも不利にも作用することが受け入れられる場合にのみ、達成される。しかし、訴訟行為の客体的効果は、それを行う当事者による共同訴訟人の代理を承認することを要件とする⁽¹²⁾。だが、そのような代理は、合一的訴訟の枠内においてのみ可能である。それゆえ、必要的共同訴訟の場合には合一的訴訟法律関係⁽¹³⁾が展開され、原告側または被告側で、個々に単独で行為をして、他人を代理できる複数の者が現れるのである。

さらに、ギリシャ民事訴訟法76条1項の規定は、次のことを規定している。すなわち、必要的共同訴訟の場合には、訴訟を欠席した共同訴訟人は、裁判所に出頭した共同訴訟人によって代理されるということである。その結果、欠席した共同訴訟人に対する欠席判決が下されることはありえない。

しかし、一人の共同訴訟人によって行われる訴訟行為が係属中の訴訟の結果に直接影響を及ぼす場合には、それが、自らによる終結（訴えの取下げ、請求の放棄）によるのであれ、または直接裁判所を拘束する訴訟行為によって引き起こされた判決の言渡し（認諾、和解）によるのであれ、その場合には、その行為は主体的にのみ作用する。すなわち、その行為を行った当事者に対してのみ作用し、他の共同訴訟人には作用しないのである。しかし、他の共同訴訟人へのそのような訴訟行為の重大な効果に基づき、常に、その行為の実行が個々に、つまり一人の共同訴訟人によってのみ可能である—それは、共同した訴えの提起が義務づけられる場合には除外されるが—という要件の下では、必要的共同訴訟の代理効は生じないし、訴訟行為は、別々の、相互に相違する判決の

(12) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 224. も参照。

(13) *Beys*, Kommentar zur ZPO, Art. 76, S. 411/412. オーストリア民法法については、*Holzhammer*, Parteienhäufung und einheitliche Prozesspartei, 1966, S. 30ff. 及びドイツ民法法については、*Schwab*, Die Voraussetzungen der notwendigen Streitgenossenschaft, FS Lent, S. 276ff. 参照

言渡しという効果をもって、それを行った当事者の手続上の地位にのみ影響を及ぼすのである。

II. 必要的共同訴訟人の一人による上訴提起

必要的共同訴訟人のうち一人のみが言い渡された判決に対して上訴を提起する場合、この上訴提起は、ギリシャ民事訴訟法75条4項によって他の共同訴訟人に対しても効力をもつ。その結果、他の共同訴訟人も上訴手続の当事者となる。

さらに、彼らもまた、事後的な上訴理由の提出によって、不服を申し立てられた判決の破棄を求める申立てを支持することができる。

そのうえ、上訴提起の「客体的」効果は、訴訟行為をなさなかった共同訴訟人に対する上訴期間の停止を意味する⁽¹⁴⁾。その結果、彼らは、あとで上訴により言い渡された判決に対して異議を申し立てることができる。

しかし、そのような共同訴訟人は、すでに上訴提起によって係属した手続の当事者となったがゆえに、必要的共同訴訟人は、同一の判決に対して他の上訴理由に依拠して不服を申し立てうる⁽¹⁵⁾。また、共同訴訟人の一人によって提起された上訴が不適法として却下された後は、それが上訴提起の一回性の準則によって排斥されないことを要件に、共同訴訟人は再び上訴手続を開始できる。なお、このことに関しては、あとでより詳細に議論するつもりである。

さらに、言及されなければならないのは、上訴提起の効果は上訴期間が経過した共同訴訟人にも拡張されるということである。

客体的効力を有する上訴提起は、必要的共同訴訟人のうちの二、三名によっ

(14) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 285. も参照。

(15) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 285/286. は、しかし、上訴においてすでに登場した共同訴訟人側からの新たな上訴提起の可能性を排除する。彼らは、第二の上訴提起は第一の上訴手続の却下までは効力をもたないが、しかし、第一の上訴が不適法として却下された場合には、第二の上訴は意義を有することを付け加えるにすぎない。だが、第一の上訴手続において、当事者としてしかも上訴人として関与した共同訴訟人に、新たな上訴を提起するための法的利益が帰属するか否かの問題はある。共同訴訟人の新たな上訴提起の可能性については、*Lent*, *Die notwendige und die besondere Streitgenossenschaft*, *Jherings J* 90 (1942)., S. 27-100; *E. Schumann*, *Das Versäumen von Rechtsbehelfsfristen durch einzelne notwendige Streitgenossen*, *ZZP* 76 (1963), S. 381ff. 参照。

のみ上訴が放棄される場合においてもまた、共同の訴え提起が義務づけられている限りではそのような放棄は排斥されてしまうので、その放棄が許されるということを常に要件として、認められるべきである。共同の訴え提起が義務づけられている場合には、共同の上訴放棄または共同の上訴提起が可能であるにすぎない。上訴放棄は、主体的にのみ作用する。つまり、上訴提起権を放棄した具体的共同訴訟人にのみ作用するのである。言い渡された判決は、もはや取り消されえないが、他の共同訴訟人側での上訴提起に基づき、彼はまた上訴手続の当事者となる。

言い渡された判決に対し、上訴により不服を申し立てた共同訴訟人による共同訴訟人全員の代理の擬制に基づく上訴提起の客体的効力は、はやくに判例によって主張された見解⁽¹⁶⁾とは一致しない。上訴提起の場合には、その共同訴訟人が上訴を他のすべての共同訴訟人に対してなすべきである。代理に基づき、訴訟行為をしていない共同訴訟人がまた上訴人側に登場する場合には、その共同訴訟人は勝訴当事者として判定されうるけれども、この者に対して被上訴人として上訴を提起すること⁽¹⁷⁾は、論理的にも法的にもばかっている。

III. 必要的共同訴訟の枠内での上訴手続

必要的共同訴訟人が、上訴審において矛盾した事実主張および法的主張をなす場合には、裁判所は、訴訟の結果へのその作用を自由に評価しうるし⁽¹⁸⁾、共同訴訟人の行為にもかかわらず、すべての者について合一した判決を言い渡さう。

しかし、被上訴人側が必要的共同訴訟となる場合で、共同訴訟人の一部が上訴人の事実主張を争うが、他の共同訴訟人が主張事実を自白する場合には、すべての共同訴訟人について合一的判決を下すことは、上訴裁判所にとって難しいことである。というのは、裁判上の自白の拘束力により⁽¹⁹⁾、裁判所からすべ

(16) OLG Athen 6189/1977, Armenopoulos 32, S. 615; OLG Larissa 368/74, Dike 7,169; OLG Athen 989/1984, Dike 15,564. 参照。

(17) Areopag 63/1981, NoB 29,1257=Dike 12,314; Areopag 82/1981, NoB 29,1262; Areopag 719/1981, NoB 30,231; Areopag 1309/1983, Dike 15,503. 参照。

(18) ギリシャ民法77条参照。

(19) ギリシャ民法352条参照。これに関してまた、Orfanides, Das Geständnis im Zivilprozess, 1987, S. 16ff., 30. 参照。

ての共同訴訟人の主張全体についての自由な評価の可能性が取り上げられるからである。それゆえ、上訴裁判所は、自白の結果を新たな手続で援用すべきである。つまり、原告の事実主張を自白した共同訴訟人にとって異なる手続形成に至るであろう結果を導いたならば、合一的判決の言渡しはもはや不可能となる。

しかし、次のことは、言及されるべきである。すなわち、異議や控訴の理由具備性の審査の枠内で、しかも、とりわけ純粹に法的な主張と関連しうる自白は意義を有しないであろう⁽²⁰⁾個々の上訴理由の理由具備性の是認後、裁判所が、再び係属した本案の審査に入った場合に、自白は通常意味をもつということである。

すべての必要的共同訴訟人が共同して上訴を提起し、そして後にそのうちの一部が上訴を放棄した場合または取り下げた場合には、それらの者は手続を脱退し、その他の者の間で上訴手続は続行される⁽²¹⁾。

繰り返し言い添えたいのは、そのような上訴放棄および上訴の取下げは、共同した訴え提起ないし上訴提起が義務づけられている場合においては、放棄と取下げは、それらを必要的共同訴訟人全員が共同して行う場合にのみ有効であるがゆえに、許されないということにすぎない。

共同訴訟人のうちの一名または一部のみが上訴を提起し、後に上訴を放棄または取り下げた場合には、次のことは区別すべきである。すなわち、他の共同訴訟人が上訴に参加し、訴訟行為を行った場合には、彼らはさらに引き続いて当事者のままであり、訴訟は続行されるということである⁽²²⁾。

しかし、共同訴訟人が訴訟に登場せず、上訴提起の客体的効力によってのみ

(20) 法概念、法律関係および事実の法性決定は「単純法概念」の例外はあるが、自白の対象には決してならないとの仮定に基づく。*Michelakis*, Über den Gegenstand des prozessrechtlichen Beweises, 1940, S. 72.; *Ramos*, Zivilprozessrecht, 1978 ff., § 261 II; *Mitsopoulos*, Über die rechtliche Bestimmung der Tatsache, FS Fragistas=Juristische Schriften, 1983, S. 133; *Beys*, Kommentar zur ZPO, Art. 352, S. 1596.; *Yessiou-Faltsi*, Beweisrecht, 1985, § 3V; *Orfanides*, aaO., S. 240ff, 282ff. 295. 参照。大抵の上告理由および控訴理由の理由具備性の審査は、争いなく行われた、裁判所または当事者の特定の訴訟行為の法性決定のみを要件とする。これでもって、上訴裁判所は、具体的な実体法上または手続法上の規範の侵害を確定できるのである。

(21) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 290/291も参照。

(22) *Yessiou-Faltsi*, aaO., S. 290/291も参照。

当事者となった場合には、彼らを代理した必要的共同訴訟人が訴訟を脱退すると、必要的共同訴訟人の代理効の停止後、すべての共同訴訟人が全員で訴訟から脱退することになり、訴訟は中止される。しかし、この時点まで代理した共同訴訟人が今や自分自身で上訴を提起できることは自明である。というのは、すでに言及したように、上訴期間は最初の上訴提起によって停止されたからである。

しかし、上訴を提起しなかった必要的共同訴訟人が訴訟に参加し、上訴を取り下げ、その結果、その必要的共同訴訟人は訴訟外に出ることになる場合が生じうる。

必要的共同訴訟人が上訴手続においてもはや代理されない場合には、その共同訴訟人は、その結果に拘束されない。そのうえに、独自の上訴提起によって新たな上訴手続を並列的に開始する可能性を有する。

IV. 判決による上訴手続の終結

上訴裁判所が上訴の理由具備性について判決を下す場合、判決は、上訴の認容の場合にも棄却の場合にもすべての共同訴訟人に対して効力を有する。必要的共同訴訟の場合には、控訴を認容した判決の効力を、第一審において判決によってかつ同じ法的ならびに事実上の理由により敗訴したすべての共同訴訟人に拡張することを規定する⁽²³⁾、ギリシャ民事訴訟法537条の規定は適用されない。

この規定の適用は、通常共同訴訟に限定される。というのは、すべての共同訴訟人が訴訟において代理される必要的共同訴訟の場合には、言い渡された判決の効力は、すべての共同訴訟人に対して体系に適合した唯一の効果であるからである。

共同訴訟人の一部のみが提起した上訴が不適法として却下された場合には、不適法宣言に至った瑕疵の治癒後新たに上訴を提起する可能性は、上訴提起の一回性の原則ゆえに、そうした共同訴訟人から奪われる。

(23) 問題となるのは、不服を申し立てられた裁判を破棄する判決の形成力の拡張、または個々の上訴理由の理由具備性の確定ならびに（控訴）裁判所の判決を事実上おおう既判力の拡張である。既判力の拡張に関しては、*Yessiou-Faltsi, aaO.*, S. 185; *Klamaris*, Die Regel der einmaligen Einlegung der Rechtsmittel, 1981, S. 142. 参照。

しかし、問題とされるべきは、この原則が上訴審においてのみ代理された共同訴訟人に対しても妥当するか否かということである。

我々は、必要的共同訴訟が合一的訴訟当事者の形成を引き起こし、その結果、この原則が直接適用を要求することは疑いないであろうということを承認することはできないにもかかわらず、すでに言及した必要的共同訴訟の代理効の観点を基礎にする場合、同じ結果となる。

上訴を提起しなかったが、上訴審で代理された共同訴訟人が、訴訟に参加し、その展開に影響を及ぼす可能性を有し、言い渡される判決がその共同訴訟人に対して効力を有しない場合には、上訴提起の一回性の原則の適用が、その共同訴訟人に対しても一貫した解決となる⁽²⁴⁾。

訴訟に参加し、その結果に影響を及ぼしうるという共同訴訟人の可能性は、後者の解決の承認に際して役立つ。

さらに言及されるべきは、必要的共同訴訟人が訴訟に参加もせず、また上訴を提起した当事者によって代理されるつもりもない場合には、その共同訴訟人は訴訟に後に参加しうるし、その後即座に上訴を取り下げうる。我々は、すでに上訴の取下げは主体的にのみ作用することは述べた。しかし、上訴の取下げを共同訴訟人は上訴手続外で行える。その結果、上訴について判断した判決はその共同訴訟人に対して効力を有しない。

* 本稿は、弁護士ディミトリオス・チクリカス氏 (Rechtsanwalt Dr. Dimitrios Tsirikas) のシンポジウムにおける報告の翻訳である。論文の原題名は Voraussetzungen und Wirkungen der Einlegung von Rechtsmitteln im Rahmen der notwendigen Streitgenossenschaft.

翻訳担当 松村 和徳
山形大学助教授

(24) さらにまた、*Klamaris, Die Regel*, aaO., S. 152, 参照。必要的共同訴訟の場合には、合一的当事者は形成されないとの仮説に基づき、訴訟において単に登場した共同訴訟人への規定の適用を否定する。

〈参考資料〉

ギリシャ民事訴訟法条文（抜粋）

第10章 共同訴訟

第74条

複数の者は、他に法律の定めがある場合を除き、つぎのときは共同訴訟人として、共同して訴えまたは訴えられることができる。

1) それら複数の者が、訴訟対象に関して権利もしくは債務の持ち分を有し、または、事実上または法律上同一の原因により権利を有しもしくは義務を負うとき；

2) 本質的要素が事実上および法律上同種の原因に基づいている類似の請求権または義務が、訴訟の対象をなし、かつ、同時に被告のいずれについても当該裁判所の管轄権が認められるとき。

第75条

①各共同訴訟人は、当該訴訟において、法律に別段の定めがない限り、他の共同訴訟人とは独立して行為する。共同訴訟人のいずれか一人の行為または不行為は、他の共同訴訟人の利益にも不利益にも作用しない。

②訴訟進行権は、各共同訴訟人に帰属する；各共同訴訟人は、共同訴訟人全員を呼び出す義務を有する。

第76条

①争いある法律関係が合一にのみ規制されうる場合、または、下されるべき判決の効果がすべての共同訴訟人に及ぶ場合、または、共同訴訟人が共同してのみ訴えもしくは訴えられることができる場合、事情が重なり合うために共同訴訟人に対して矛盾する判決を下すことができない場合には、共同訴訟人のいずれか一人のした行為は、他の共同訴訟人の利益にも不利益にも作用し、かつ、適式に訴訟に参加したまたは引き込まれた共同訴訟人は、期日を欠席したときは、期日に出廷した共同訴訟人によって代理されたものとみなされる。

②第1項の規定は、和解、認諾、訴えの取下げおよび仲裁契約には、これを適用しない。

③欠席した共同訴訟人は、爾後の弁論すべてに呼び出されなければならない。

④第1項に掲げる共同訴訟人による上訴は、他の共同訴訟人に対しても効力を有する。

第77条

第76条の各々の場合における共同訴訟人が対立的な主張をするとき、裁判所は、その主張の意義を当該訴訟手続および裁判のために自由に評価し、かつ、その評価に際しては、各共同訴訟人について異なる結論に達することができる。

第78条

共同訴訟の要件が存しないとき、裁判所は、訴訟の分離を命じなければならない。

第11章 第三者の訴訟参加

第79条

- ①他人間に係属する訴訟の目的の全部または一部を自己のために請求する第三者は、主参加 (Hauptintervention) をもって、第一審または控訴審において訴訟手続がいかなる段階にあるとを問わず、参加することができる。
- ②第1項の意味における主参加人は、従前の当事者の一方が訴訟外において有する地位を請求することができない。但し、法律が別段の規定を定めるか、または当事者全員がそれに同意しているときは、その限りでない。

第80条

他人間に係属する訴訟において、訴訟が当事者の一方に有利に裁判されることにつき法律上の利益を有する第三者は、破毀 (Kassation) によってもはや不服申立てができない判決の言渡しに至るまで、この当事者を補助するために、補助参加 (Nebenintervention) をなすことができる。

第81条

- ①主参加も補助参加も、たとえそれが任意に行なわれるか、または、呼出しもしくは訴訟告知に基づき行なわれるときであっても、訴えの提起に関する規定に従ってなされる；主参加ないし補助参加は、当事者全員に送達が必要なければならない。参加申出の書面には、各々の書面について予め規定された内容以外に、次の記載が必要なければならない：
 - a) 当事者および係属している訴訟の表示；
 - b) 係属している訴訟につき参加人が有している法律上の利益および参加人が自己のために請求する根拠となる権利の記載；
 - c) 補助参加の場合には、被参加人たる当事者の表示。
- ②主参加は、訴えの提起に付随する法律上の効果を有する。
- ③参加人は、訴訟を進行する当事者によって爾後の期日に呼び出されなければならない。呼出しの懈怠は、補助参加の場合には、被参加人たる当事者もまた、これを申し立てることができる。

第82条

補助参加人は、被参加人たる当事者が訴訟において許されているあらゆる訴訟行為を、なすことができる；補助参加人は、その参加のときの訴訟の状態に従わなければならない。補助参加人によってなされた訴訟行為は、被参加人たる当事者のなした訴訟行為と抵触しない限りで、効力を有する。主たる当事者に送達される裁判および書面は、補助参加人にも送達されなければならない。

第83条

主たる訴訟で下される判決の効力が、補助参加人とその相手方との法律関係にも及ぶときは、第76条ないし第78条の規定が適用される。

第84条

補助参加人は、被参加人たる当事者との関係において、かかる当事者が裁判所に提出した訴訟が不当に裁判された旨を主張できない。補助参加人は、補助参加人が知らなかった主張の提出を、その参加のときの訴訟の状態によりもしくは被参加人たる当事者の訴訟行為により妨げられたとき、または、被参加人たる当事者の主張が故意もしくはは重大な過失により提出されなかったときに限り、被参加人たる当事者が不十分に訴訟を進行した旨を、主張することができる。

第85条

補助参加人は、両当事者の同意があるときは、主たる当事者として訴訟に加入することができる。この場合、補助参加人は、訴訟から脱退する被参加人たる当事者の地位を承継する。そこで下される判決は、すべての当事者の同意によって訴訟から脱退した当初の当事者に対しては、効力を有しない。

第86条

第76条に定める各々の場合において、共同訴訟人のうちの一名もしくは数名のみが訴えを提起し、残りの共同訴訟人がそれに加わらないときは、訴えを提起した共同訴訟人は、残りの共同訴訟人を当該訴訟に参加させるべく引き込むことができる。共同訴訟人の一名もしくは数名が被告に対し訴えを提起し、または原告が共同訴訟人の一名もしくは数名に対し訴えを提起した場合には、被告もまた同一の権利を有する。

第87条

物的訴訟 (dingliche Klage) を提起された者が、訴訟の目的である物を他人の名において占有し、または、物権を他人の名において行使するときは、自己の名においてその物を占有しもしくは物権を行使する者を、訴訟に引き込むことができる。

第88条

原告、被告および主参加人は、敗訴した場合にこれらに対する求償義務を有する者を、引き込むことができる。

第89条

引込みは、遅くとも最初の公開の口頭弁論までに、訴え提起に関する規定に従って行なわなければならない；引込みは、被引込人に送達される。引込みは、訴え提起の効果をも有する。

第90条

当事者の一による第三者の訴訟への引込みの要件が存し、かつ、裁判所がその第三者の関与を必要とみなしたときは、裁判所は、職権でも引込みを命じることができる。いかなる当事者のイニシアチブにより引込みを行なうか、および、いかなる期間で引込みが行なうかは、裁判において定められる。引込みが命じられるときは、引込みは、その他の当事者のいずれかのイニシアチブによっても、これをなすことができる。

第91条

- ①各当事者は、法律上の利益が存するときは、第一審裁判所による本案の終局判決の言渡しに至るまで、第三者に、訴訟を告知することができる。
- ②訴訟告知は、訴訟告知をなす理由および訴訟の程度を記載した書面によりなされる；

訴訟告知は、訴え提起に関する規定に従ってなされ、かつ第三者に送達されなければならない。

- ③訴訟告知は、訴訟告知者のために、期日の延期または訴訟期間の伸長を請求する権利を基礎づけるものではない。

第92条

訴訟の告知を受けた第三者は、参加に関する規定に従って、訴訟に参加することができる。第三者が訴訟に参加せず、かつ訴訟が第一回の公開の口頭弁論以前に告知されたときは、その第三者は、その訴訟において下される判決に対し第三者異議の訴えを提起する権利を失う。

第93条

供託することができる物を目的とする係争中の請求権を、自己のために請求する第三者が訴訟に参加するときは、裁判所は、被告が取戻しを放棄して目的物を供託する場合には、被告を訴訟から解放 (entlassen) しなければならない。

第555条

複数の者が、同一の判決および同一の根拠に基づいて敗訴し、かつ、そのうちの一名のみが控訴したときは、控訴を認容する判決は、控訴をしなかった共同訴訟人にも有利な効果を及ぼす。ただし、控訴をしなかった共同訴訟人が第一審の判決を承認していた場合には、この限りでない。

翻訳担当 勅使川原 和彦
早稲田大学助手